



御 監 第 15 号

平成 27 年 6 月 26 日

御 前 崎 市 長 石 原 茂 雄 様

御前崎市監査委員 鈴木 俊 夫

御前崎市監査委員 阿 南 澄 男

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

平成 27 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(御前崎市体育協会)

御前崎市監査委員

# 平成 27 年度 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の種別

財政援助団体監査

## 2 監査の対象

御前崎市体育協会及び所管課(社会教育課)

## 3 監査の範囲

平成 26 年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

## 4 監査の方法

監査は主に、あらかじめ御前崎市体育協会及び所管課(社会教育課)より提出された監査資料に基づき、補助金交付手続き、会計経理及び補助対象事業等の執行状況について、それぞれの責任者及び担当者から説明を求め監査を実施した。

## 5 監査の期日

平成 27 年 6 月 9 日(火)

## 6 監査の結果

### (1) 御前崎市体育協会の概要

#### ①事務所の所在地

主たる事務所 御前崎市白羽 6171 番地の 1

#### ②組織(平成 27 年 4 月 1 日現在)

役員は、会長 1 人、副会長 1 人、理事 34 人評議員 36 人、監事 2 人の合計 73 人である。

事務局は、3 人である。所管課は社会教育課である。

### (2) 補助金の交付状況

平成 26 年度市体育協会事業費補助金は、総額 4,560,000 円が交付決定され、一般会計 10 款(教育費)7 項(保健体育費)1 目(保健体育総務費)19 節(負担金補助及び交付金)より交付されている。

この補助金は、積極的な事業の推進と円滑な運営を図るために活用されている。補助金交付事務について、稟議書類・支出命令書等調査した結果、計数は一致し、適正に処理されていた。

### (3) 経理事務について

御前崎市体育協会の補助金に係る収入支出事務について、決算書・関係諸帳簿等を調査した結果、市からの補助金は確実に収納されており、支出事務はその目的に従って

行われ、おおむね適正に処理されていた。

#### (4) 総括

監査の結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って使われ、一定の効果を上げているものと認めた。

なお、今後の事務事業の運営については、特に下記の点に留意されたい。

#### 【御前崎市体育協会】

①御前崎市体育協会は、団体の目的である「市民の体育の振興、体力の向上及びスポーツ精神の高揚を図る」に基づき、スポーツにおける各種事業を展開してきました。今後も、市民に役立つ体育協会であることはもちろん、市民に信頼され、自立した体育協会として更なる発展のため、NPO(特定非営利活動)法人の設立に向けた取り組みをお願いします。

②事業の執行については、補助金の交付の主旨・目的に従い、引き続き適正に行われるとともに、最大の効果が上げられるよう努力願います。

③会計処理については、引き続き諸規定を守り、交付の主旨を損なう事のないよう予算執行をお願いします。また、決算において、翌年度への繰越金が過大にならないよう注意してください。

#### 【所管課】

①補助金については、補助事業の内容の精査、活動状況の把握により、補助金の必要性や効果を見極めて予算措置をしてください。また、交付事務に当たっては、交付規則・要綱に定められた手続きにより適正に執行するとともに、交付申請書、実績報告書等の内容を慎重に審査することにより、補助金の必要性や有効に活用されているかどうか検証してください。

②所管団体に対し、交付目的に沿った適正な補助金の予算執行が行われるよう指導してください。また交付規則・要綱に定められた手続きにより実績報告書が提出されるよう指導してください。

経理の手順については、市の予算執行の手順に基づいての執行をしてください。